

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

告示

- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………一
……………(総務局総合防災部防災管理課)……………一
- 都市計画事業の事業計画の変更認可 (三件) ……一
……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 土地区画整理事業の施行認可……………二
……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………二
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………二
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………三
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………四
……………(同)……………四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………五
……………(同)……………五
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………六
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定 (二件) ……(建設局道路管理部監察指導課)……………七
- 河川区域の変更による廃川敷地等……………七

……………(建設局河川部指導調整課)……………九

告示 (教)

○東京都指定文化財の指定……………一〇

告示 (消)

○東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示の一部改正……………一〇

公告

- 開発行為に関する工事完了……………一〇
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………一〇
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………一〇
- 都市計画事業の施行 (三件) ……一〇
- ……………(建設局道路建設部管理課)……………一〇
- 労働委員会規則に基づく公示による交付……………一三
- ……………(東京都労働委員会)……………一三

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十八号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十八年東京都規則第三百二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二 一の部大工の項中「二七、六〇〇円」を「二八、八〇〇円」に改め、同部左官の項中「二九、五〇〇円」を「三〇、八〇〇円」に改め、同部とび職の項中「二九、九〇〇円」を「三一、二〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第三百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき令和三年東京都告示第四百四十六号八王子都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 八王子市

二 都市計画事業の種類及び名称 八王子都市計画公園事業第四・四号八王子中央公園

三 事業施行期間 令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第三百二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき令和二年東京都告示第八百三十九号町田都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

町田市

二 都市計画事業の種類及び名称

町田都市計画緑地事業第三十四号蓮田緑地

三 事業施行期間

令和二年六月十二日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

変更なし

●東京都告示第三百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき令和元年東京都告示第七七十二号多摩都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

多摩市

二 都市計画事業の種類及び名称

多摩都市計画公園事業第五・五・三号多摩中央公園

三 事業施行期間

平成三十年八月十七日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

変更なし

●東京都告示第三百二十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定に基づき京王多摩川駅周辺地区土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の住所及び氏名

新宿区新宿三丁目一番二十四号 京王電鉄株式会社

二 事業施行期間

令和六年三月二十五日から令和十年十二月三十一日まで

三 施行地区

調布市多摩川四丁目の一部

四 土地区画整理事業の名称

京王多摩川駅周辺地区土地区画整理事業

五 事務所所在地

多摩市関戸一丁目九番地一内

六 施行認可の年月日

令和六年三月二十五日

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所及び調布市揭示場に掲示する。

●東京都告示第三百二十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき平井五丁目駅前地区市街地再開発

組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

平井五丁目駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年十一月十四日から令和七年九月三十日まで

三 施行地区

江戸川区平井五丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

江戸川区平井五丁目十番十二号

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成三十年十一月十四日

令和六年三月二十五日

●東京都告示第三百二十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月二十五日

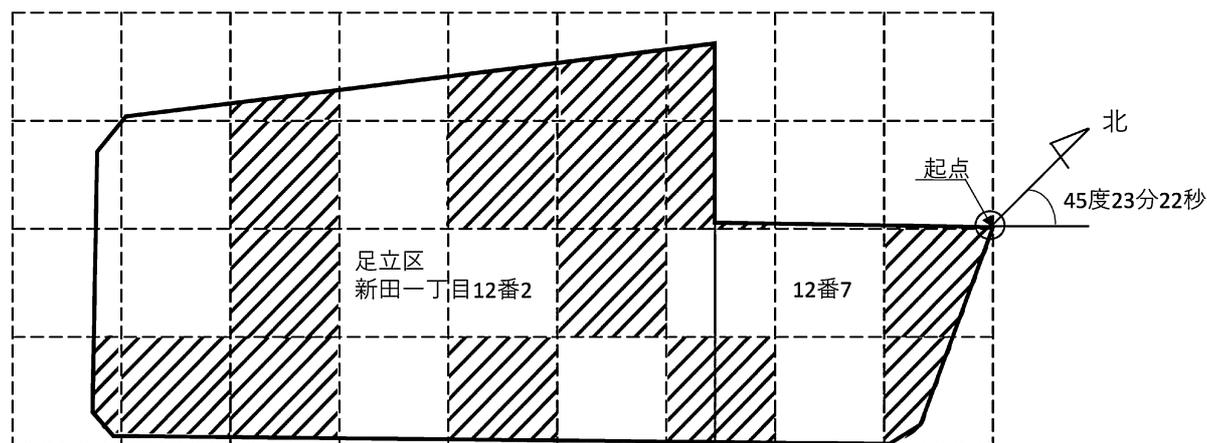
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区新田一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、クロロエチレン、一・一・一ジクロロエチレン、一・一・二ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一・一・トリクロロエタン、一・一・二・トリクロロエタン、トリクロロエチレン並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 調査対象地
- 筆境界
- - - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、足立区新田一丁目12番7の最北端とする。

【格子の回転角度（45度23分22秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百二十六号

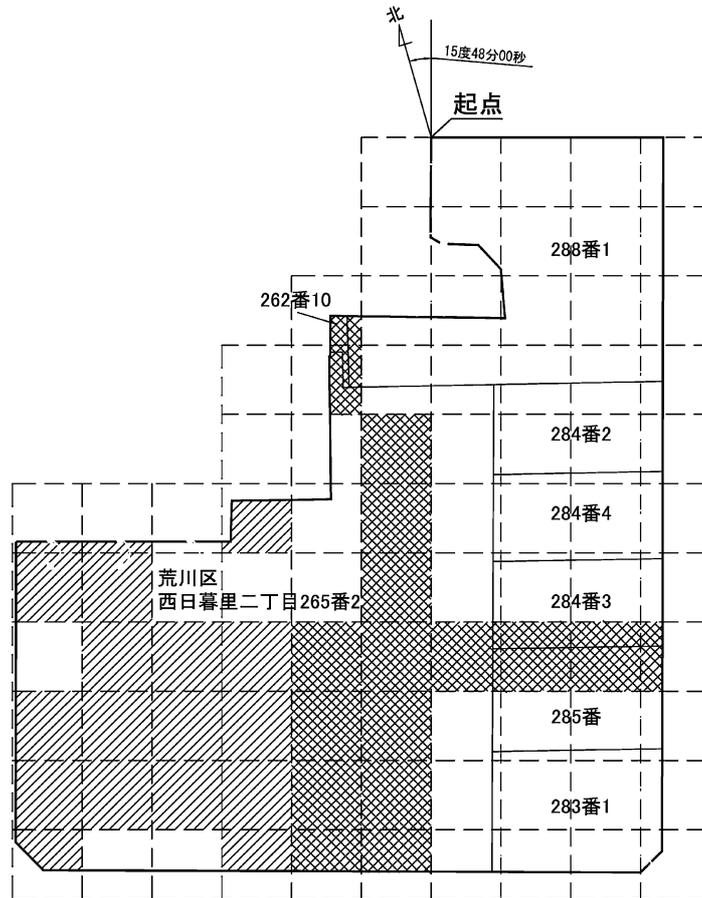
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第千二十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月二十五日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（荒川区西日暮里二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 指定を解除する区域
- ▧ 形質変更時要届出区域 (令和5年東京都告示第1027号により指定した区域)

起点

起点は、荒川区西日暮里二丁目288番1の最北端とする。

格子の回転角度【15度48分00秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百二十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号） 第十一条 第二項の規定により、令和五年東京都告示第千二百九十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条 第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、 次のとおり告示する。

令和六年三月二十五日

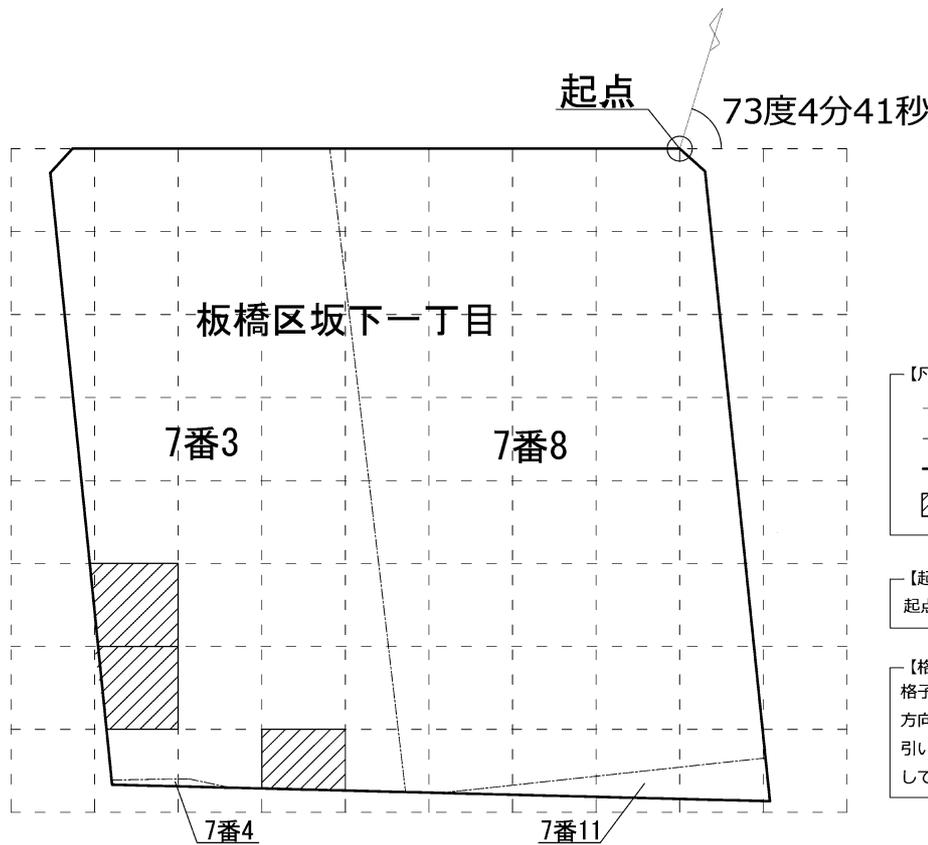
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区坂下一丁目 目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域

【起点】

起点は、板橋区坂下一丁目7番8の最北端とする。

【格子の回転角度（73度4分41秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

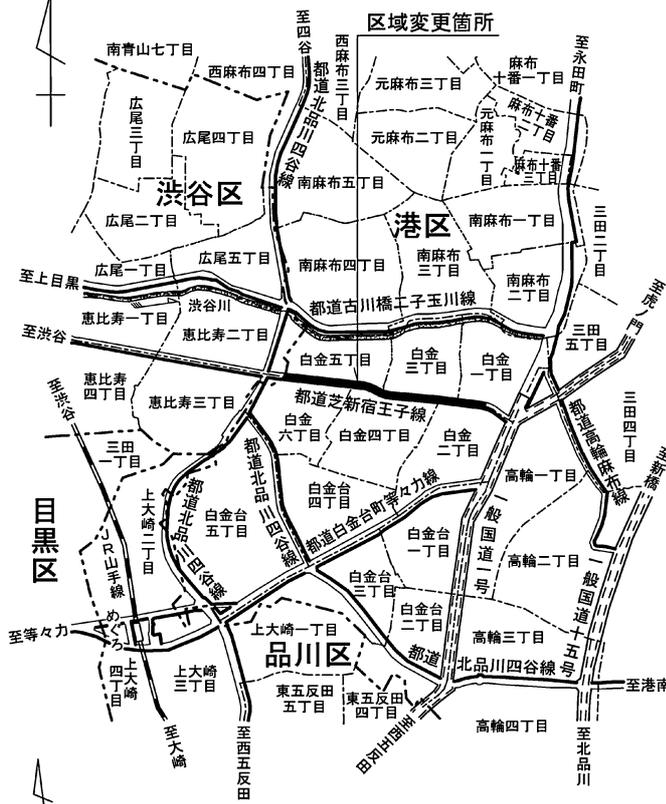
別図

都道芝新宿王子線区域変更略図
港区白金二丁目～白金六丁目

●東京都告示第三百二十八号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。



延長 九三六・六五メートル
面積 八、二〇三・五二平方メートル



その関係図面は、令和六年三月二十五日から起算して二
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和六年三月二十五日
東京都知事 小池 百合子



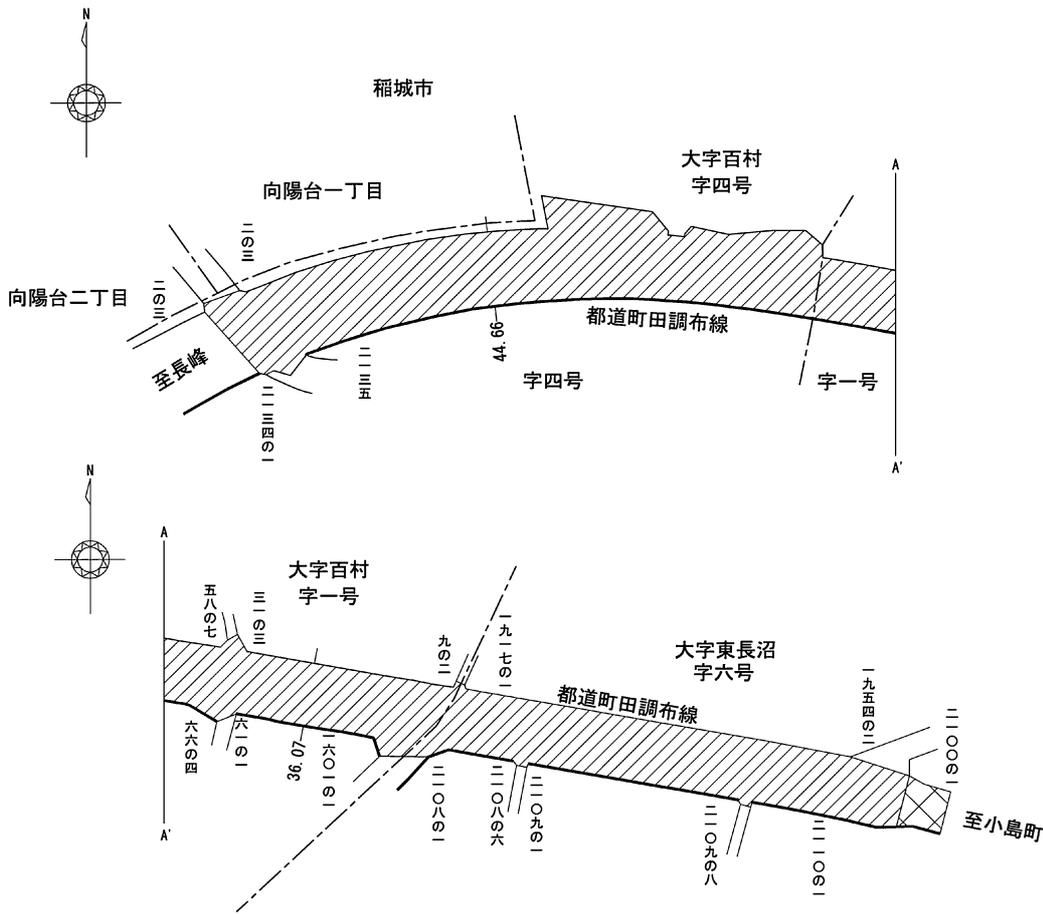
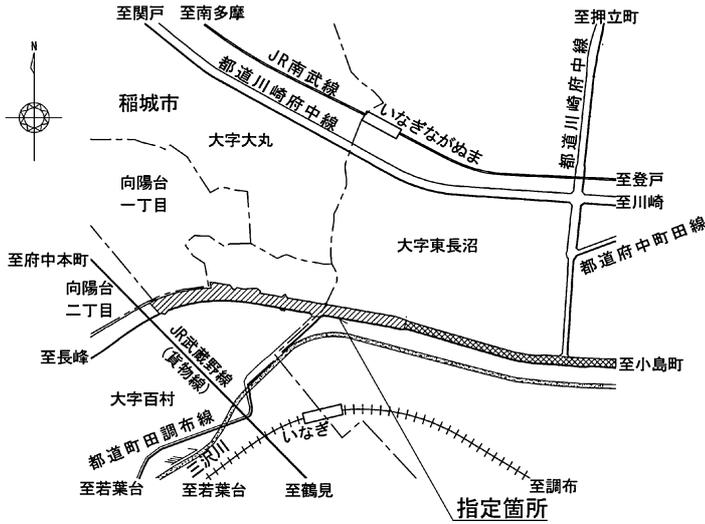
- 一 路線名 芝新宿王子
- 二 変更の区間 港区白金二丁目五百三十三番二地先から
同区白金六丁目二百番十一地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道町田調布線

稲城市向陽台二丁目～稲城市大字東長沼

都道
 市道
 指定区間
 延長
 既指定区間
 (電線共同溝予定名称 町田調布・九号)
 七八五・三九メートル



●東京都告示第三百二十九号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。
 令和六年三月二十五日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名
 都道町田調布線

二 指定する区間
 稲城市向陽台二丁目二番三地先から同市大字東長沼字六号二千百十番一地先まで
 三 指定の概要
 別図表示のとおり

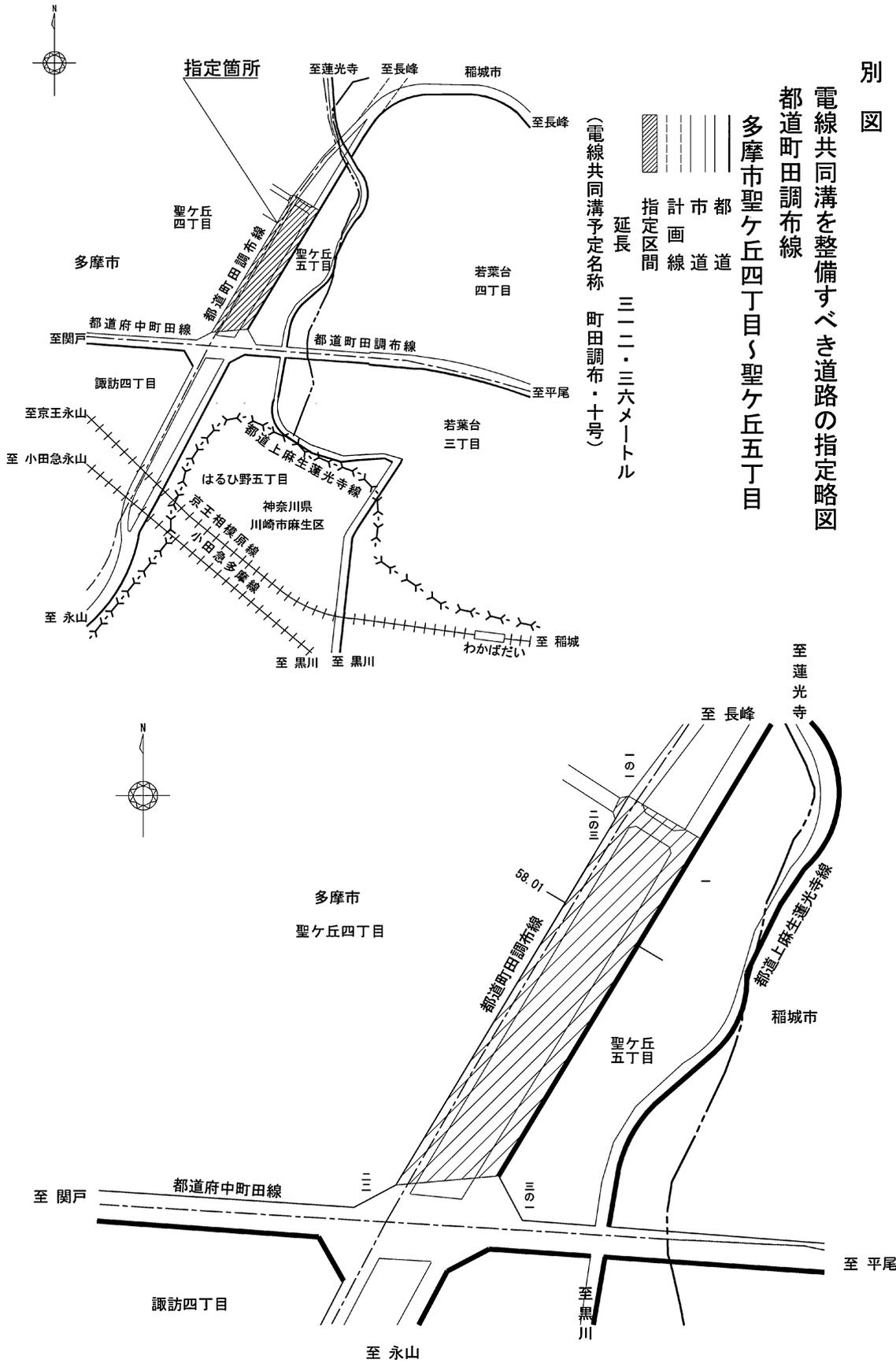
●東京都告示第百三十号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道町田調布線

多摩市聖ヶ丘四丁目～聖ヶ丘五丁目

(電線共同溝予定名称 町田調布・十号)
 延長 三二・三六メートル



備すべき道路を次のように指定する。
 令和六年三月二十五日

一 路線名 東京都知事 小池百合子
 都道町田調布線

二 指定する区間 多摩市聖ヶ丘四丁目二十二番地先から
 同市聖ヶ丘五丁目一番地先まで
 三 指定の概要 別図表示のとおり

告示(教)

東京都教育委員会告示第九号

東京都文化財保護条例(昭和五十一年東京都条例第二十五号)第四条、第二十六条及び第三十三条の規定に基づき、次のとおり東京都指定有形文化財等の指定を行う。

令和六年三月二十五日

東京都教育委員会

一 新たに指定するもの

種別

名称、員数、所在地、指定区域等

所有者又は保存団体

東京都指定有形文化財(絵画)

絹本着色五百羅漢図 兆溪 元明筆 三十六幅 文京区大塚五丁目四十番一号 護国寺

宗教法人護国寺 福寺

東京都指定無形民俗文化財(民俗芸能)

相模流里神楽 板橋区

萩原由郎社 中

二 既に指定しているものに附を追加して指定するもの

種別

名称、員数、所在地、指定区域等

所有者

東京都指定史跡

日野宿脇本陣跡 附 上段の間 一棟 木造平屋建 建築面積七十七・四三平方メートル

有山 董

日野市日野本町一丁目十五番十八

告示(消)

東京消防庁告示第2号

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示(平成13年4月東京消防庁告示第2号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月25日

東京消防庁

消防総監 古田 義実

第5項第1号中「一般ガス事業」を「小売供給を行う事業」に改め、「施設」の次に「(同条第5項に規定する一般ガス導管事業及び当該一般ガス導管事業を営む者と密接な関連を有する者が営む事業に係るものに限る。)」を加える。

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年三月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

名取 伸明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

東村山市恩多町三丁目四十番一

西東京市芝久保町四丁目二六番三

株式会社東栄住宅

代表取締役 佐藤 千尋

東久留米市南沢四丁目千七百三十八番一及び同番四

西東京市芝久保町四丁目二六番三

株式会社東栄住宅

代表取締役 佐藤 千尋

小金井市東町二丁目二十四番一、二十五番一、同番二及び二十六番一から同番三まで 三井不動産レジデンシャル株式会社

代表取締役 嘉村 徹

小平市上水南町三丁目六百九十一番一及び同番二十六

武蔵野市中町一丁目十五番五号 株式会社スウェーデンハウス

支配人 横川 英樹

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和六年三月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和六年三月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 三井アウトレットパーク多摩南大沢

二 店舗所在地 八王子市南大沢一丁目六百番地

<p>三 設置者名 三井不動産株式会社</p> <p>四 設置者住所 中央区日本橋室町二丁目一番一号</p> <p>五 変更を行った設置者名 三井不動産株式会社</p> <p>六 変更前の設置者の代表者名 菰田 正信</p> <p>七 変更後の設置者の代表者名 植田 俊</p> <p>八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社サンエー・インターナショナルほか九十名</p> <p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社T S Iほか八十五名</p> <p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ジュンほか三十四名</p> <p>十一 変更前の小売業者の住所 港区南青山二丁目二番三号(株式会社ジュン)ほか</p> <p>十二 変更後の小売業者の住所 港区南青山二丁目二十六番一号(株式会社ジュン)ほか</p> <p>十三 変更前の小売業者の代表者名 伊東 知康(株式会社ワコール)ほか</p> <p>十四 変更後の小売業者の代表者名 川西 啓介(株式会社ワコール)ほか</p> <p>十五 変更日 令和五年十月二十三日ほか</p> <p>十六 届出日 令和六年三月八日</p> <p>十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十八 縦覧期間 令和六年三月二十五日から同年七月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>都市計画道路事業の施行について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。 令和六年三月二十五日 東京都知事 小 池 百合子</p>
<p>一 店舗名 有明ガーデン</p> <p>二 店舗所在地 江東区有明二丁目一番八号ほか</p> <p>三 設置者名 住友不動産株式会社</p> <p>四 設置者住所 新宿区西新宿二丁目四番一号</p> <p>五 変更前の店舗名 (仮称)有明北3-1地区計画大規模商業施設</p> <p>六 変更後の店舗名 有明ガーデン</p> <p>七 変更前の店舗所在地 江東区有明二丁目一番二百三ほか</p> <p>八 変更後の店舗所在地 江東区有明二丁目一番八号ほか</p> <p>九 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定</p> <p>十 変更後の小売業者の氏名又は名称 有限会社ワンラブほか八十五名</p> <p>十一 変更日 令和五年七月二十日ほか</p> <p>十二 届出日 令和六年三月八日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十四 縦覧期間 令和六年三月二十五日から同年七月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 都市計画事業の種類及び名称 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>二 施行者の名称 東京都</p> <p>三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号</p> <p>四 事業地の所在 別表のとおり</p> <p>別表</p> <p>都市計画事業の種類及び名称 東京都杉並区上井草一丁目、上井草二丁目、上井草三丁目、井草四丁目及び井草五丁目並びに練馬区下石神井四丁目、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井四丁目、関町東二丁目、関町北二丁目、関町北三丁目及び関町北四丁目並びに西東京市東伏見一丁目、東伏見二丁目、東伏見三丁目、富士町四丁目及び富士町五丁目地内</p> <p>事業地の所在 東京都杉並区上井草一丁目、上井草二丁目、上井草三丁目、井草四丁目及び井草五丁目並びに練馬区下石神井四丁目、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井四丁目、関町東二丁目、関町北二丁目、関町北三丁目及び関町北四丁目並びに西東京市東伏見一丁目、東伏見二丁目、東伏見三丁目、富士町四丁目及び富士町五丁目地内</p> <p>事業認可の告示 令和六年三月六日 建設局 道路建設部</p> <p>所管事務 建設局 道路建設部</p>	<p>別表</p> <p>都市計画事業の種類及び名称 東京都杉並区上井草一丁目、上井草二丁目、上井草三丁目、井草四丁目及び井草五丁目並びに練馬区下石神井四丁目、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井四丁目、関町東二丁目、関町北二丁目、関町北三丁目及び関町北四丁目並びに西東京市東伏見一丁目、東伏見二丁目、東伏見三丁目、富士町四丁目及び富士町五丁目地内</p> <p>事業地の所在 東京都杉並区上井草一丁目、上井草二丁目、上井草三丁目、井草四丁目及び井草五丁目並びに練馬区下石神井四丁目、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井四丁目、関町東二丁目、関町北二丁目、関町北三丁目及び関町北四丁目並びに西東京市東伏見一丁目、東伏見二丁目、東伏見三丁目、富士町四丁目及び富士町五丁目地内</p> <p>事業認可の告示 令和六年三月六日 建設局 道路建設部</p> <p>所管事務 建設局 道路建設部</p>

都市計画道路事業の施行について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和六年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画事業の種類及び名称
- 二 施行者の名称
- 三 事務所の所在地
- 四 事業地の所在

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務
東京都都市計画道路事業区画街路 都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第一号線	東京都杉並区井草五丁目地内	令和六年三月六日 関東地方整備局告示第五十四号	建設局道路建設部
東京都都市計画道路事業区画街路 都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第二号線	東京都杉並区上井草二丁目及び井草五丁目地内	令和六年三月六日 関東地方整備局告示第五十五号	建設局道路建設部
東京都都市計画道路事業区画街路 都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第三号線	東京都杉並区井草五丁目地内	令和六年三月六日 関東地方整備局告示第五十六号	建設局道路建設部

武鉄道新宿線付属街路第四号線	東京都練馬区下石神井四丁目地内	令和六年三月六日 関東地方整備局告示第五十七号	建設局道路建設部
東京都都市計画道路事業区画街路 都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第五号線	東京都練馬区上石神井一丁目及び上石神井二丁目地内	令和六年三月六日 関東地方整備局告示第五十八号	建設局道路建設部
東京都都市計画道路事業区画街路 都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第六号線	東京都練馬区上石神井四丁目、関町東一丁目及び関町東二丁目地内	令和六年三月六日 関東地方整備局告示第六十号	建設局道路建設部
東京都都市計画道路事業区画街路 都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第七号線	東京都練馬区関町東一丁目、関町北一丁目及び関町北四丁目地内	令和六年三月六日 関東地方整備局告示第六十一号	建設局道路建設部
東京都都市計画道路事業区画街路 都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第八号線	東京都練馬区関町北四丁目地内	令和六年三月六日 関東地方整備局告示第六十二号	建設局道路建設部
東京都都市計画道路事業区画街路 都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第九号線	東京都練馬区関町北四丁目地内	令和六年三月六日 関東地方整備局告示第六十三号	建設局道路建設部
東京都都市計画道路事業区画街路 都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第十号線	東京都練馬区関町北四丁目地内	令和六年三月六日 関東地方整備局告示第六十四号	建設局道路建設部

線	三	西東京都市計画道路事業区画街路 都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第二号線	東京都西東京市富土町四丁目及び東伏見三丁目地内	令和六年三月六日 関東地方整備局告示第六十四号	建設局道路建設部
線	三	西東京都市計画道路事業区画街路 都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第七号線	東京都西東京市東伏見一丁目及び富士町六丁目地内	令和六年三月六日 関東地方整備局告示第六十五号	建設局道路建設部

都市計画道路事業の施行について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和六年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務
一 都市計画事業の種類及び名称	別表のとおり		
二 施行者の名称	東京都		
三 事務所の所在地	新宿区西新宿二丁目八番一号		
四 事業地の所在	別表のとおり		

<p>労働委員会規則に基づく公示による交付 労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号） 第19条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり公示による交付を行う。</p> <p>なお、交付すべき書類は、東京都労働委員会事務局審査調整課に保管し、交付を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和6年4月8日の終了をもって書類の交付があったものとみなされる。</p> <p>令和6年3月25日</p> <p>東京都労働委員会 会長 金井康雄 記</p> <p>1 事件名</p> <p>(1) 都労委平成8年不第31号不当労働行為救済申立事件 (東京都（清掃局）事件)</p> <p>(2) 都労委平成8年不第41号不当労働行為救済申立事件 (練馬区事件)</p> <p>(3) 都労委平成8年不第37号、9年不第30号、10年不第34号、11年不第40号不当労働行為救済申立事件（東京都（清掃局）事件）、都労委平成12年不第51号不当労働行為救済申立事件（東京都（環境局）事件）、都労委平成13年不第46号、14年不第45号不当労働行為救済申立事件（荒川区事件）</p> <p>(4) 都労委平成10年不第39号、11年不第45号、12年不第56号不当労働行為救済申立事件（渋谷区事件）</p> <p>(5) 都労委平成8年不第34号、11年不第42号不当労働行為救済申立事件（東京都（清掃局）事件）、12年不第</p>	<p>53号不当労働行為救済申立事件（東京都（環境局）事件）</p> <p>2 交付すべき書類 1(1)ないし(5)の事件に関する決定書</p> <p>3 交付を受けるべき者</p> <p>1(1)の事件 申立時の所在地 立川市砂川町六丁目37番地の8 申立人 堀田 義博</p> <p>1(2)の事件 申立時の所在地 練馬区北町八丁目37番20号 申立人 春日 茂生</p> <p>1(3)の事件 申立時の所在地 埼玉県三郷市番匠免一丁目107番地 申立人 深谷 幸孝</p> <p>1(4)の事件 申立時の所在地 狛江市西和泉二丁目12番104号 申立人 小林 丞</p> <p>1(5)の事件 申立時の所在地 千葉県松戸市小山684番地 申立人 大久保 三郎</p>	
---	--	--

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

